

教育民生常任委員会  
予算常任委員会教育民生分科会

(令和元年12月9日)

○ 中村久雄委員長

おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

本委員会におきましてはインターネット中継を行っております。ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本日傍聴者ですが、市民の方1名がおみえになっております。どうぞよろしくお願ひします。

次に、10月に行いました休会中所管事務調査、いじめ対策についての報告書案を会議用システムの教育民生常任委員会のフォルダー内にアップロードしております。フォルダー、11月定例月議会、確認します。05教育民生常任委員会、008休会中所管事務調査報告書（案）、いじめ対策についてです。ご意見等ありましたら、12月16日月曜日までに事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、審査順序についてですが、健康福祉部、こども未来部、教育委員会の順で審査を行います。また、当委員会付託されている議案、請願以外に健康福祉部より1件、こども未来部より1件、教育委員会より3件の協議会の申し入れがあります。当委員会中に取り扱いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、今回の委員会中に所管事務調査を行うかどうか確認させていただきます。ご提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしと確認しました。では、この委員会中には所管事務調査は行わないことにいたします。

請願第7号 ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで

拡大するよう求めることについて

○ 中村久雄委員長

それでは、健康福祉部に関する請願の審査を行ってまいります。

当委員会に付託されている請願第7号ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで拡大するよう求めることについては、12月4日に開催いたしました委員会の中で、請願者に意見陳述をしていただくことが決定しており、本日、請願者の方に意見陳述のためにお越しいただいております。

それでは、請願第7号ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで拡大するよう求めることについてを議題といたします。

請願者の方はお席のほうにご着席ください。

おはようございます。当委員会の委員長、中村でございます。

本日は、お忙しいところ当委員会にお越しいただきまことにありがとうございます。

本日は、請願の趣旨をご説明いただき、各委員より質疑をさせていただくと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、請願第7号について朗読を事務局に求めます。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊でございます。よろしくお願いいいたします。

まず、資料の場所ですけれども、タブレットの07、11月定例月議会の05教育民生常任委員会の001請願第7号をお開きください。

それでは、朗読させていただきます。

(事務局朗読)

○ 中村久雄委員長

ご苦労さまでした。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、ご発言については、挙手をしていただき、私が指名をした後にご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、お願ひいたします。

#### ○ 請願者（成田）

歯科医師会の成田です。よろしくお願ひします。

県下では、妊婦歯科検診の必要性が言われております。歯周病検診の適用年齢を20歳、30歳に拡大することは、妊婦もしくは妊婦になり得る市民を含めるだけではなく、父親になり得る方の歯科検診も行うことができます。したがって、この年齢を含め、歯科検診の拡大を切に希望いたします。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりです。

請願者の方に対し、委員の皆様方から質疑があればお願ひいたします。理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際にお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

（なし）

#### ○ 中村久雄委員長

別段ご質疑もないようですので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は、ありがとうございます。傍聴席のほうへお移りください。どうもありがとうございます。

ありがとうございます。

それでは、理事者の方から何か補足説明ありますか。

## ○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

おはようございます。健康づくり課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補足説明資料のほうをご説明させていただきます。

資料は、タブレットのフォルダー07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、002健康福祉部（請願補足説明資料）の3ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、歯周病検診として実施しておりますさわやか歯科検診についてでございますが、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢の方に齲歯や歯周病の検診の受診券を全員に個人通知を行いまして、歯科医院で検診を受けていただくものでございます。

検診料につきましては、資料の①の④に記載のとおり500円となっております。ただし、非課税世帯、国民健康保険加入者の方は無料で受診いただいております。

次に、年齢別・年度別受診者数及び受診率についてご説明をさせていただきます。

資料は、表の2の3に記載のとおりでございます。

平成30年度の総受診率でございますが、3の表の一番下段でございますが、年齢別に40歳、50歳、60歳、70歳と記載させていただきまして、総受診率は7.5%となっております。年齢別に見ますと、年齢が高くなるほど受診率が高い状況でございます。

次に、4の対象者及び経費についてでございますが、平成30年度実績におきましては、対象者が40歳、50歳、60歳、70歳、合わせますと合計1万7606人の方がいらっしゃいましたので、その中で、事業費決算額でございますが、527万3000円でございます。

この実績をもとに積算をいたしますと、10月1日現在の20歳、30歳の方が3121人、3432人、合計6553人ございましたので、そこから推測いたしますと、おおむね20歳、30歳の方の歯科検診事業費につきましては200万円余りになるかと推測しております。

説明は以上でございます。

## ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

続いて、委員の皆さんから理事者の質疑があればお願いいたします。

## ○ 荒木美幸委員

資料、ありがとうございます、つくっていただきまして。

この受診率を拝見しますと、決して高い数字ではないと読み取れますけれども、予防の

きっかけづくりには、非常に私は効果的だと思っておりますが、この数字について、当局としてどのように分析をされていらっしゃるのでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課、須藤でございます。

受診率につきましては、荒木委員ご指摘のとおり、中々伸び悩んでいるという状況の中で、私どもも今後対策については、実は今、個人通知のほかに全戸配付で検診のお知らせと一緒に歯科検診のご案内等も掲載させていただいたり、企業へもメール配信で歯と口腔の健康習慣のところで検診を受けてくださいというようないろんな周知をしている中で、中々伸び悩んでいるところはございますので、今後もやはり受診率を上げていくところには、上げていかなければいけないという強い思いを持ってございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

それと、経費も出していただいているんですけども、まず、この請願趣旨、20歳、30歳に広げるという、この請願の趣旨の考え方について、当局としてどのように考えるかという点と、もう一つ、今経費の説明がありました。今500万円ぐらいの予算で、20歳、30歳に広げるとプラス200万円ぐらいというご説明があったわけですけども、この予算は、いろんな予防、健康づくりは歯だけではありませんので、いろんなことを当局もやっただきしているわけですけども、そういったものとのバランスを考えたときに、この200万円アップという数字というのは現実的なのかという、この2点、お願いいたします。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

1点目の20歳、30歳の考え方というか取り組みへの方向性でございますが、当然歯科検診については、子供のころ、妊婦から継続して実施していくという部分で、健康づくりはやはり途切れない支援というか、続けていくということが必要かと思っておりますので、その辺

は担当課としては非常に重要な事項であるという思いで考えております。

それから、あと、経費についてでございますが、この点についても健康づくり施策、今後非常に重要な政策の一つでありますので、今すぐというところでちょっとお答えしにくいところがございますが、やはり金額だけではなく、施策としての優先順位やバランスを考えながらも、当然こういった事項も必要であるということは思いを持っております。

○ 荒木美幸委員

つまり、検討には値するという結論でよろしいですね。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ほかの皆様、よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

確かに重要な施策だろうと思うんですけど、受診数がこんなに低いということは、周知のやり方にもやっぱり課題があるんじゃないかなと思うんですね。

たしか歯周病から糖尿病にもなっていくというふうなことを私も聞いたことがあるので、そういったことの注意啓発も入れて、啓発に、周知にもう少し努力してもらったらどうかと思うんですが、いかがですか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

村山委員からご指摘いただいたとおり、やはり必要な事項というか、皆様に興味を持っていただいて、これが大切であるというふうなところをお知らせしていくことは、当然私どものそういった周知啓発という非常に重要な事項と思っておりますので、今後その点については検討してまいります。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 伊藤昌志委員

お願いします。2点ありますけれども、わかればで結構なんですけど、他市と比較して検診率がどうであるか、もしくは検診率に対して歯周病がどれくらいあるという、その相関性とか、そういうのって把握していらっしゃるんでしょうか。

○ 中村久雄委員長

他市の検診率でいいですね、年齢は関係なくて。

お願いします。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

検診の受診率については、非常に県内でどこの市町、実際数は県内は把握しております。本当に数%のところから十数%ぐらいのところは県内の市の状況でございます。

今委員がご指摘いただいた受診率とその結果の相関率、そこまではちょっとあれなんですけど、例えばやはり四日市市でありますと、検診の異常があったかどうか、それから、歯周病であったかどうかとか、そういう四日市市のデータは当然集計しておりますて、やはり全体の今回去年受けていただいた方の中で歯周病であったという方が、やはり7割ほどは受診いただいた方の中で見つまっているという状況でございますので、やはりこういった検診は必要とは考えております。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ほかの皆さん、よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ほかに意見も質疑もないようですので、質疑はこれで終了といたします。

それでは、討論に入ります。請願第7号について、討論、意見の表明はありますか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしということです。

これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

反対異議がありませんでしたので、請願第7号ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで拡大するよう求めることについては、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議もありませんので、本件は採択とすべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第7号 ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで拡大するよう求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

以上で請願第7号の審査を終了します。

請願者の方はお疲れさまでございました。ありがとうございました。どうぞご退席ください。

委員の皆さんは、理事者の入れかえがありますので、しばらくお待ちください。

それでは、これより健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 辻健康福祉部長

改めまして、おはようございます。健康福祉部でございます。

請願審査に引き続き私どもの予算のほう、議案のほうよろしくお願ひしたいと存じます。

健康福祉部のほう、議案としては補正予算をお願ひしてございまして、国の予算の関係

に伴いましての補正、また、件数がこれが中心になりますけれども、来年度の事業で今年度中に契約をしておかなければならない、その債務負担行為、これが中心で議案をお願いしたいと存じます。

あわせて、所管事務調査として民生委員さん、障害者施策推進協議会、また、協議会もお願いしてございまして、先ほど申しました障害者施策の関係で、障害者医療４級の医療費助成、このあたりを中心に協議会もご無理をお願いしております。お忙しいところですが、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第6項 介護保険費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第55号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 中村久雄委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第6項介護保険費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第55号令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括で議題といたします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 城田健康福祉部次長兼社会福祉事務所長

城田でございます。よろしくお願いいたします。

では、私のほうから予算関係のご説明をさせていただきたいと存じます。

資料のほうは、フォルダー07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、107令和元年度11月補正予算参考資料をごらんください。よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

はい、どうぞ。

○ 城田健康福祉部次長兼社会福祉事務所長

その17ページでございます。

民間社会福祉施設等整備助成事業費でございます。こちらは、本年度整備予定の三つの民間社会福祉施設について、本市補助金の財源となります三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金の補助単価の増額改定が行われましたので、この増額改定に合わせて増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、まず、建設費補助金でございます。地域密着型老人ホームのほうで増額で609万円でございます。認知症高齢者グループホーム建設費補助金で160万円、看護小規模多機能型居宅介護建設費補助金で160万円でございます。

それと、18ページをごらんください。

こちらは開設に伴う準備経費の補助金でございます。おのおの113万1000円、70万2000円、減額で48万8000円でございます。この減額の部分につきましては、定員9名のところが8名というふうに変更になりましたので、減額ということでございます。合わせまして、1063万5000円の増額補正をお願いするものでございまして、財源としては、県支出金が100%、こういうことになってございます。そして、それぞれの施設の簡単なご説明を一番下のところに記載させていただいてございます。

続いて、第6項の介護保険費でございます。こちらは後ほどの特別会計のほうで詳細な説明をさせていただきたいと存じます。

続きまして、第3条の債務負担行為の補正というところでございます。

41ページをごらんくださいませ。

子ども学習支援事業業務委託費でございます。

こちらにつきましては債務負担行為の設定をお願いするものでございまして、生活保護

世帯の中学生に高校進学に向けた学習の支援を行いまして、貧困の連鎖の防止を目的としてございます。

事業内容といたしましては、学習塾での受講を無料といたしまして、令和2年度は週2回の受講ができる制度をふやしていく予定でございます。債務負担の期間は令和元年から令和2年の2年間で、限度額が990万円でございます。

次に、42ページをごらんください。

中央老人センター管理運営業務委託費、西老人福祉センター管理運営業務委託費でございます。

老人福祉センターの管理運営委託につきましては、債務負担行為の設定をお願いするものでございまして、8月定例会議会でご説明させていただきましたように、来年度の介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定に合わせまして、あり方を議論させていただきたいと考えておりますので、限度額の積算につきましては、本年度の予算をベースに人件費の上昇分等を加味した内容となっております。期間は令和元年から令和2年の2年間で、限度額は、おのおの1500万円、2143万円でございます。

続きまして、44ページをごらんください。

狂犬病予防法等業務委託でございます。

こちらにつきましては、同じく債務負担行為の設定をお願いするものでございまして、同法に基づく野犬の捕獲、徘徊犬の拘留や負傷動物の保護及び犬舎、犬小屋でございますが、この日々の管理の清掃や収容動物の飼養・管理をお願いするものでございます。期間は令和元年から令和4年の4年間で、限度額は5310万円でございます。

次に、資料68ページをごらんください。よろしいでしょうか。

こちらは食品衛生検査所清掃業務委託でございます。

そして、また飛びまして、恐れ入ります、76ページでございます。

こちらは生活保護診療報酬明細書内容点検・分析業務委託でございまして、次の77ページの個別（医療機関）検診等事務処理業務委託までの5事業につきまして、それぞれの事業概要、債務負担行為、限度額、期間をお示ししてございます。よろしくお願いたします。

議案第54号一般会計補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

## ○ 長谷川健康福祉部参事兼保険年金課長

おはようございます。保険年金課の長谷川でございます。

私のほうからは、議案第55号のご説明させていただきますが、資料のほうですが、同じく参考資料の84ページをごらんください。84ページの一番上段になります。よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 長谷川健康福祉部参事兼保険年金課長

議案第55号令和元年度四日市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらですが、国保の医療費の適正化を図るために、医科及び歯科に係ります診療報酬明細書——通常レセプトと申しますが——の点検業務につきまして、高度な専門性を有する民間業者に委託しまして、効率的かつ効果的な点検を実施しようというものでございます。年度初めの4月点検分から開始するために債務負担にてお願いしております。

なお、債務負担行為の限度額は605万円、期間は令和元年度から令和2年度までになります。

説明は以上でございます。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪です。お世話になります。

私からは、議案第58号令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について概要をご説明させていただきます。

タブレットの106令和元年度補正予算書をご確認ください。補正予算書の90ページをごらんください。よろしいでしょうか。

90ページの歳入歳出予算補正のところですが、まず、歳入ですけれども、3番の国庫支出金につきましては、国の交付決定額に基づき減額補正を行うものです。

8番の繰入金につきましては、平成30年度分の介護保険給付費実績が見込みを下回ったため、減額補正を行うものです。

9番の繰越金につきましては、平成30年度決算で確定いたしました平成30年度分の繰越金を令和元年度の予算で増額補正をするものです。

次のページの91ページが歳出になります。

歳出の1番、総務費につきましては、人件費の補正を行うことによって減額をするものです。

3番の基金積立金につきましては、歳入の繰越金から国県への返還金を差し引いた残額を保険給付費の不足に備えて積み立てを行うものです。

6番の諸支出金につきましては、平成30年度の保険給付費実績が減少したため、国県への返還金を増額補正を行うものです。

続きまして、債務負担行為の補正について説明をさせていただきます。

同じく補正予算書の92ページをごらんください。

債務負担行為の補正につきましては2件ありまして、1件目は、介護保険料納入通知書等印刷、封入・封緘業務委託でございます。令和2年度の介護保険料の通知の作成、発送業務を6月に発送するために2月中に契約を行う必要があるためです。

2件目につきましては、第8次介護保険事業計画・第9次高齢者福祉計画策定業務委託費でございます。令和2年度が計画策定の年となり、年度内の完成を目指すために本年度中の委託契約が必要になるためです。

説明は以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。

よろしいでしょうか。

#### ○ 川村幸康委員

子ども学習支援委託費でちょっと教えてほしい。あれ、何番だった。

#### ○ 中村久雄委員長

あれは補正参考資料の17……。

#### ○ 川村幸康委員

17ページやった。

(「41ページです」と呼ぶ者あり)

○ 川村幸康委員

これ、結果を見ると、すごく成果も上がっておってあれなんやろうけど、2教室、数をもっとふやしたほうがええのかな、それとも、どうなんかなと思って。ふやしておると書いてあるけど、子供の貧困、結構ひどいって聞くで、役に立つんならもっと。

○ 中村久雄委員長

いいですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

保護課長の武藤でございます。よろしく申し上げます。

この事業、今、年度初めに対象となる中学生が83名おりました。そのうちの一応今年度は――昨年度は定員30名で、若干お断りした生徒さんございましたので――40名にさせていただいたんですけれども、残念ながら今のところ30名しか集まっておりません。

これ、学校の先生とか、そのあたりとも情報交換しまして、何とか40名満たしたいなと思ったんですけれども、残念ながらことはそういう状況でございました。

それで、ことし中学3年生が32名おります。来年度は小学校6年生の子が20名で、若干また中学生が減るところから、何とか来年40名の定員で集めたいなというふうな状況でございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

もし可能であるならば、財源等、アッパー決まっておるわけやで、これ。アッパー決まっておるのにみんなにつけておいて、予算の壁は設けやんほうがええかなと思って、定員の枠。

外れたというのを私聞いておったもんで、相談に乗ったことあるのやけど、考え方なんやけど、アッパー事業というもの、どんだけでも際限なく募集したら来るといふ話と違っ

ておって、限られた中で、来たい人は見てあげるといふ形にしておいたほうが私はいいのかなと思ふ。その中でもまた不平等感出るんで、枠で漏れたで、何で漏れたんという話だったもんで。だから、来やん人はそれはもう仕方ない話の世界なんやけど、来たけれども断られたということがないようにした制度のほうがええのかなと思ふんやけど、行政の考えやと定員を設けるといふのは、一般的なものの考え方はそうやろうけど、この事業に関しては、私は逆ちゃうかなと思つて、定員は設けずにみんなすくうよといふ考え方のほうが私はええと思つておるで、もし改めるところがあつたら、これ、そういうものの考え方で予算の計上の仕方にしてほしいなといふ要望。

#### ○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

確かに昨年度、若干お断りした方がございましたけれども、これは中学3年生を優先といふ考え方で昨年度は行かせていただきました。川村委員おっしゃるように、来年度はちょっとそのあたりも検討させていただきたいと思ふますので、よろしくお願ひします。

#### ○ 川村幸康委員

義務教育やで言うんやわ。義務教育の間はそういう考え方でやつて、高校からは自分で行くか行かんかも含めてやで、義務教育で経済的なことでの差は出やんようにしてあげてほしいなと思ふで、断られた人がおつたでさ、それはちょっとまずいなと思つて。だから、予算の壁は設けやんように、そこには、来たら全部すくうといふ予算立てにしておいて、要らんのやつたら減額したらええわけやでさ。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

#### ○ 石川善己委員

ちょっと確認といふか教えてください。

今年度は見込みより少なかったといふ説明だったんですが、これ、要は申し込みが少なかったといふことだと思ふんですが、その辺、理由とか何か分析とかはなされているんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

やはり親御さんの意識がなかなか低い家庭が多かったというのが第1番だと思います。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

さっき説明のところで残念ながらという言葉があったじゃないですか。自分のところできちんとやるよという意識で来なかったんやったら、これは残念ながらではないと思っているんですよ。

じゃなくて、必要だけれども、親御さんの意識の中で、本当は来てほしいところが来ないというところがスポットやと思うんで、その辺はもう所管を外れてくると思うんですけど、教育委員会としっかり連携していただきながら、家庭に対しての意識づけという部分を情報共有はしてもろうておるという理解でいいんですよ。

○ 中村久雄委員長

答弁をお願いします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

先ほど中学生、年度当初は83名と申し上げましたけれども、83名の家庭に親御さんには、全家庭電話あるいは家庭訪問でこんな事業があるよという報告はさせていただいております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

一番大事なところってやっぱりそういうところやと思うんですよ。ある意味、金銭的な部分が苦しくても、ちゃんとやる——ちゃんとやるという表現が正しいのかどうかちょっと問題があるとあかんのであれなんですけど——そういうところに出てこない家庭こそやっぱりもっと積極的にアクションを起こしていただくことが大事かなと思いますので、その辺、教育委員会としっかり連携しながら情報共有もしていただいて、努めていただきたいなということで、意見とさせていただきます。

○ 中村久雄委員長

意見いただきました。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部、辻でございます。

石川委員さん、川村委員さんから非常に重要なお意見を頂戴しました。

やはり貧困の連鎖を断ち切るには、この事業というのはもう極めて重要やという認識を持ってございます。課長、残念ながらという表現をいたしました。これは極めて重要であるからという裏返しというふうな認識でございます。

そのために、直接お話しさせていただいているご家庭、保護者の方、させていただくケースワーカーにも、いま一層こういう極めてこれが重要なんだという意思も共有しながら、また、教育委員会とも歩調を合わせて、この部分も意を配して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解、また、お力添えを賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤昌志委員

申しわけありません、関連で、この内容についてなんですけれども、今この業務委託というのは単年度の業務委託になっていますでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今のところ単年度でございます。

○ 伊藤昌志委員

今回子供の居場所づくりのほうも、あちら、たしか3年契約ですか、やはりちょっと継続的な支援が必要だと、同じ方々と顔を合わせてやっていくというのは子供たちに非常に重要かと思うので、そのあたりも考えていただけたらなという要望が一つと、あと、各委

員さんのお話にありましたように、教室数の増加とか、考えていただくのはどうかなと思います。

生活保護世帯ですと、お金は出るにしても、電車に乗って、学校の後やって来るってかなりそれが難しいような子供たちというイメージがありまして、近くのところで受けられるようにするのも一つの手かと思うので、要望としてご検討いただけたらと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

要望いただきました。よろしく申し上げます。

ほかよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

1点だけちょっと簡単に確認だけしてください。

参考資料の17ページの民間の社会福祉施設等の整備事業、これは補助金の増額ということですので、この予算に対して特に異を唱えるものではなく、増額していただけるならば、それでいいかと思えますけれども、これ、たしか本予算で出ていた海蔵と塩浜と、それから下野地区の施設ということによかったですね。

開所の予定を教えてくださいませんか、それぞれの施設の。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪です。ご質問ありがとうございます。

今現在整備中ということで、来年の4月の予定で進めさせていただいております。

○ 荒木美幸委員

3施設とも来年の4月ということでいいでしょうか。

○ 大窪介護保険課長

はい。

○ 荒木美幸委員

一つずつのそれぞれの機能がある施設ということで3施設ということなんですが、来年度に向けて、認知症もふえてくる中で、特にグループホームなどの需要は非常に高まってくるかと思うのですが、来年度に向けても、それぞれの機能を持った特養、それからグループホーム、そして小規模多機能というふうの一つずつという感じで考えていらっしゃるのか、あるいはもう少し時代を鑑みてこの施設をふやすとか、これをこの施設にするとかという、ちょっとその辺の方向性があれば教えてください。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪です。ご質問ありがとうございます。

今後の施設整備の点につきましては、来年度、先ほども少しお話をさせていただきましたが、事業計画を改定する年になってきますので、そのあたりでしっかりまた皆さんにもご意見をいただきながら詰めてまいりたいと思っておりますので、そのように考えております。お願いいたします。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 村山繁生委員

同じく17ページのところで少し関連でお聞きするんですけど、特養、基本的には要介護3以上で入る。3の人が入って、1になったと。1になっても、出ていけとは言えないんですよね。言えなくて、1になると補助単価のあれが減るじゃないですか。その周辺、すごく苦しいというふうな声を聞いたことがあるんですけど、その辺はどうなんですか。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪です。

今ご質問いただいたことなんですけれども、要介護3以上というのが、特別養護老人ホームに入所するには原則要介護3ということなんですけれども、特例ということで、特段の事情のある方につきましては、そのようにご申請をいただきまして入所を継続していただけるというような制度がございます。

○ 村山繁生委員

違うの違うの。要介護3のときに入って、生活しておる間によくなって1になる、1に戻る。そういう場合は、もう1になったら出ていきなさいとは言えないの。

○ 加藤介護保険課課長補佐兼認定審査係長

介護保険課、加藤でございます。よろしくお願いいたします。

原則としましては、要介護3以上の方が利用される施設ですので、原則としては、要介護1になると出ていただくのが本来でございますが、ただ、ずっとそこで生活をしてみえて、あしたから出ていってというのも正直ちょっと無理なところが多いというのが大多数です。

ですので、その方の認知症の度合いであったりとか、家庭の状況であったりとか、もっというと経済的な状況であったりとかを加味しまして、引き続き特例入所という制度がございますので、そういった制度は設けてございますが、ただ、特別養護老人ホームは要介護1が幾ら、要介護2が幾らという、介護度ごとに介護報酬が決まっておりますので、施設としましては、確かに要介護3のときは1日幾らという単価から、要介護1になると下がってしまうというところは実態としてはございますが、現行の制度の中ではちょっといたし方がない部分かなというふうに思います。

以上です。

○ 村山繁生委員

僕はそこが一番聞きたくて、逆に、だから、要介護3から1に戻ったんやから、その施設に対してようしてもうたんやから、奨励金という何かそういったことでも補助してやったほうがいいんじゃないかなという、施設に対してね、というようなことを思ってちょっとお聞きしたんですけど、その辺どうですか。

○ 加藤介護保険課課長補佐兼認定審査係長

介護保険課、加藤です。

いわゆる施設の努力に対するインセンティブ的なところは、確かに今までもご意見をいただいておりますが、現行その施設に対して、介護保険全体の中ではそういった制度が設けてございません。そして、四日市市としましても、今現在そういったと

ころがございませんので、現時点ではちょっと何ともあれなんですけれども、今おっしゃられたご意見も当然あるかと思しますので、ちょっと勉強させていただきたいなというふうに思います。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

荒木さんに教えてもうて、当初予算で見てもあれやけど、そんなん施設名ぐらい書いておいたほうがいいな、これ、資料、当初予算の資料を。施設名やかな。書いてもいいんちゃう、それぐらい。参考資料の、まずは。

当初予算は書いてあるのやわ、確かに。探さなならんでき、まずはそこから。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪です。

ちょっとそのあたりは実際公表はしておるものですので、書けるものですので、載せるものは修正していきたいと思えます。

○ 川村幸康委員

書いてあるんやで、当初予算で、書いてほしいというのが一つ。

それと、第7次のこの計画に沿ってこうやってやっておると思うておるんやけど、ただ、前々からバランスってあるやんか、省庁の。どこでやっておるかというやつあるやん。厚生労働省からの枠で来ておると、あともう一個どっか、どこやったな、部長、国土交通省か。サ高住とか、ようけあるやん。

だから、バランスどうなっておるのかなと思うておって、事業者なんかから話を聞くと、四日市はバランス悪いよとか、こっちのほうに芽伸ばしておるよとか、こっちの芽は何で伸ばさんのかということをやよう聞くんやわ。

私も、その事業者の意見を聞くと、それもそうやなあと思うし、別の意見も聞くと、それもそうやなあと思うんやけど、私ら意外に国土交通省やら、それから、厚生労働省やらやっておるやつのメニューが省庁の縦割りの権益の争いなんかなというふうに、下水やあ

んなんと一緒のような、そんなところもする中で、どれが本当に四日市にとっては芽を伸ばすとええのかなというのはなかなか精度の高い判断ってできへん中で、やっぱりもう一遍これきちっとそこら、今まで来た既定路線に行政は乗るとというのが大体流れなんやで、悪いとは言わんよ、それも、楽やでな。

だけど、本当に何が一番四日市にとって、今後やで、ええのかというのは、国土交通省のほうかええのか、厚生労働省のほうかええのか、もっとほかのメニューでええのがあるのかというのはちょっと検討してみたらどうかなと思うておる、前々から。声もよう聞くもんで、そういう。

だから、一遍それは補助金という中で、事業者はやっぱり行政の意向には沿わないかんもんで、やっておるやろうとは思いうけど、もう一度行政もそれはフラットなところに立って、今後高齢化が超高齢化になっていくんやで、どの芽を伸ばすと一番四日市市民にとって、四日市の住人にとってええのかなというのを伸ばすために、既定路線からちょっと一遍ニュートラルに戻すということはできないのかなと思って。これはこのあれとは違うけど、事業内容、中身な。

ただ単に私らも第7次の介護保険の制度にのっってこうやってつけているんですと言われると、まあ、そうかと、補助金やし、そうかという話でなかなか否定しにくい部分もあるんやけど、実際にそもそも論でな、今までの流れでよかったのかどうなのかというのはきちっと考えてください。また、次つけるときにはやっぱりそういう説明も要るな、そういう意味では。部長、何かあれば。

## ○ 辻健康福祉部長

ご意見ありがとうございます。

確かに国土交通省の事業であろうが、厚生労働省の事業であろうが、市民であり、市民にとって、また、介護する方にとってはもう同じなんですよね。

それで、例えば一般論で恐縮ですけども、サービスつき高齢者住宅、サ高住と特養のそれぞれの影響とか役割とか、これ、やはり5年前、ましてや10年前と大きく変わってきておるところがあると思うんです。

一般的にどちらがよい悪いという判断は申し上げることはできませんけれども、そこも含めて、また、特養についても、片や待っていらっしゃる方もあれば、ユニット型なんかを中心に、逆に施設のほうか少し人件費の負担が大きくなっておるところもあって、2025

年というか、もう今始まっていますけれども、次期の介護保険事業計画、高齢者計画、これはまさに今おっしゃったようなことも実態として含めないといけない。

また、認定審査、例えば具体的な例を申しますと、認定審査、今、市民の方、していただいています、審査を受けて、実際サービスを使っておられない方というのもたくさんいらっしゃったり、本当の実態というのがもうかなり5年前とは変わっていますので、そこも含めてきちっと議論をしながら、また、議会の皆様にも逐次ご報告なり、ご助言を求めながら進めたいな、そういうふうを考えております。

#### ○ 川村幸康委員

皆さんがそういうことの専門家でプロやで、今まで来た流れになっててやってしまうところがあるのをあかんということではなくて、我々知らない人間にも、専門家じゃない人間にも、説明することによって、やっぱりこっちのほう为正しいんですよとか、こっちの方向のがいいんですよということをおっしゃるとあかんと思うておるのやわ。

だから、それが第7次のサービス事業でもつくったんだからこうなんですよという話から、どこかでやっぱり立ちどまって、今までの常識を疑うようなこともせんと、10年前、20年前、できたときと今と、また、これからどうなっていくんかによっては全然違うなと思っておるで、その方向のかじ取りを間違うとお金が幾らあっても足らんやろうで、そこらを見直すようなことのきっかけは、ここの場で説明をきちっと尽くすということも大事やで、だから、俺はサ高住、それから、その他のようけあるわな、今、メニューが分かってきたやつ。あれに対してもやっぱりもう一遍、我々にもきちっと説明できるようなところの場を設けて、四日市のとっておる方向性は間違っていないよというのならそんでええんやで、そういうことをしてください。

以上。

#### ○ 中村久雄委員長

ご意見いただきました。ありがとうございます。

ほかご意見、ご質疑よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、ほかにご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。

これより議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第6項介護保険費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 中村久雄委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 中村久雄委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第6項介護保険費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会に審査を送るべき事項について、皆様から提案がありましたら。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしの発言をいただきました。

それでは、全体会には送らないことにします。

[以上の経過により、議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第6項介護保険費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

次に、議案第55号令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第55号令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項についての委員の皆様方からの提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第55号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

続いて、議案58号令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案58号令和元年度度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、皆様方からの提案がございましたらご発言願います。

（なし）

○ 中村久雄委員長

それでは、全体会もなしということでございます。

〔以上の経過により、議案58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 中村久雄委員長

それでは、補正予算の審査はここまでです。

ここで理事者の入れかえがありますので、一旦休憩を挟みましょうか、10分ほど。15分再開をお願いいたします。

11：05 休憩

---

11：15 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、ここからは所管事務調査として、令和元年度第4回から第7回四日市市民生

委員推薦会報告、令和元年度第2回四日市市障害者施策推進協議会報告について、一括して報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

#### ○ 矢田健康福祉課長

健康福祉課、矢田でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうですが、タブレット、フォルダーの07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、003の健康福祉部（所管事務調査、協議会資料）でございます。よろしいでしょうか。

では、資料の5ページをごらんください。

令和元年度第4回四日市市民生委員推薦会の報告をさせていただきます。

9月19日に開催しました推薦会では、この12月1日の一斉改正に向けましての民生委員児童委員候補者17名と主任児童委員候補者2名の適否について、それから、今後の予定について、2議題について審議がなされました。別段異議なく、承認をいただきました。

また、同じく第5回から第7回までの民生委員児童委員推薦会についてでございますが、資料の6ページ、7ページ、8ページになってございます。

こちら12月1日の一斉改正に向けましての推薦会でございます。

この3回については持ち回り審議とさせていただき、合わせて14名の民生委員児童委員の候補者と3名の主任児童委員候補者についてご審議をいただき、こちらについても別段異議なく、ご承認をいただきました。

資料の9ページをごらんください。

民生委員推薦会委員の名簿を掲載させていただいております。

資料の説明は以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

#### ○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き資料の10ページをお願いいたします。

令和元年10月15日に開催をいたしました第2回の四日市市障害者施策推進協議会について報告をさせていただきます。

一つ目の議題は、平成30年度に策定をいたしました第5期四日市市障害福祉計画及び第1期四日市市障害児福祉計画の進捗状況の確認についてでございます。

この計画の推進に当たり、四日市市障害者施策推進協議会において定期的な進捗状況の把握を行い、達成状況の点検及び評価を行っていくことから、10月に開催しました本年度第2回の四日市市障害者施策推進協議会において成果目標と活動指標の進捗状況の報告を行わせていただきました。

委員から出されました主な意見といたしまして、医療的ケアが必要な児童への多方面連携による組織との行政の連携や障害のある人などの重度化、高齢化、いわゆる親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備の進捗状況についての質問がございました。

二つ目の議題といたしまして、既存事業の見直し案と身障4級医療費助成制度についてです。

資料の11ページをお願いいたします。

これまで提案をしてきました制度案と同じ内容のものの再度提案を行いました。タクシー料金助成事業と自動車燃料費用助成事業、身障4級医療費助成制度案については、これまで提案をさせていただいたものと同じ内容のものを提案させていただきました。重度障害者手当と重度障害児手当につきましては、制度案を一部変更したものを提案させていただきました。

具体的には、これまで20歳以上を対象とさせていただいておりました重度障害者手当を廃止するといった内容のものから、精神障害者手帳1級所持者を新たに対象としまして、一方で、所得制限などを新たに設け、給付月額を月額2000円から1000円とする内容のものを提案させていただきました。

委員から出された主な意見といたしましては、全体的な部分といたしまして、身障4級の医療費助成の実施の財源確保のため既存事業を見直すのではないのか、切り離して考えてほしいとの意見があった一方で、既存事業の見直し案や身障4級医療費助成制度案は、個別の課題を踏まえた総合的な案であると理解しているなどの意見もございました。

タクシー料金助成事業については、特に意見はございませんでした。

自動車燃料費用助成事業は、保護者が運転している場合においても対象とならないのか、四日市市では自動車のない生活は考えられないので、もう一度考えてほしいなどの意見が

ございました。

今回修正をさせていただいた内容で提案をいたしました重度障害者手当ですが、これまでどおりの内容で給付してほしいとの意見もございました。

身障4級医療費助成制度案については、特段意見はございませんでした。

そのほかといたしまして、実態を見ながら必要などころには厚く支援をしていくべきで、同時に、事業の見直しは常に必要と考える。また、身障4級医療費助成制度について、事業継続性を視野に入れなければならないなどの意見がございました。

なお、タブレットの13ページにつきましては、協議会の事項書、14ページから15ページにかけて、委員の名簿、幹事の名簿、16ページから22ページにつきましては、当日の資料2といたしまして、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の成果目標に係る実績（平成30年度）について、タブレット資料の23ページから26ページの資料は、既存事業の見直し案と身障4級医療費制度案について、協議会当日に提出させていただいた資料を掲載しております。タブレットの27ページから29ページは、当協議会の設置要綱となっております。

これまでの障害者施策推進協議会や障害者団体との意見や要望などを踏まえて、既存事業の見直しと身障4級医療費助成の実施に向けて議論を重ねてまいりました。この後、協議会におきまして、今後の方向性について報告をさせていただき、ご意見を賜りたいと考えております。

説明は以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。また、説明の中にもありましたように、この後、協議会もありますので、それを踏まえて、ご質疑のある方、挙手でご発言願います。

よろしいでしょうか、協議会のほうで。

(なし)

#### ○ 中村久雄委員長

ご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

ここで理事者の一部入れかえがありますので、委員の皆さんはしばらくお待ちください。

11：23 休憩

13：10 再開

○ 中村久雄委員長

これよりこども未来部に関する議案の審査を行います。

まず、部長からご挨拶をお願いいたします。

○ 川北こども未来部長

皆さん、こんにちは。こども未来部でございます。

こども未来部、今議会でございますが、まず、補正予算が1点、それから、予算常任委員会の教育民生分科会として認定こども園整備事業附帯決議の対応というのが2点目、それから、教育民生常任委員会といたしまして、条例の改正についてのご審議をいただきたいというふうに考えております。それと、協議会でございますが、第2期の四日市子ども・子育て支援事業計画の策定についてということで、その中間報告をさせていただきたいというふうに考えております。

都合4点でございます。いずれも一生懸命ご説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

申しおくれました。傍聴の方、市民の方、2名入られておりますので、ご承知おきください。

議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費（関係部分）

### 第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

#### ○ 中村久雄委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）を議題といたします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

タブレットをよろしくお願いいたします。0711月定例月議会、05教育民生常任委員会、107令和元年度11月補正予算参考資料をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。資料19ページをよろしくお願いいたします。

幼稚園事務費事業費でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これは資料の目的にありますように、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園の事業者に対しては、公定価格に準じて園児の保育に要する費用を支給しておりますが、以下の内容による増額補正をお願いしたく申し上げます。

内容としまして、（1）でございます。人件費の引き上げや消費税の変更による公定価格の改定等に伴う支給額の増額であり、次、（2）でございます。副食費免除による加算でございますが、幼児教育保育の無償化に伴い、従来保育料の中に含まれていた副食費相当額が外出しにされ、保護者からの徴収になったことから、新たに運営費の加算項目に追加されることに伴う増額でございます。国基準に伴う増額でございますが、（2）でありますように、年収360万円未満の全世帯と、第3子として年収360万円以上の長子が小学校3年生以下でございます。

次に、（3）といたしまして、本市は、第3子において、平成30年度から、年収に限らず長子の年齢制限を撤廃していくことから、小学校4年生以上の副食費の免除を市単にて加算してまいります。

以上、補正予算額といたしましては3504万8000円、財源内訳はごらんのとおりでございます。

次に、資料20ページをよろしくお願いいたします。

保育所事務費事業費（児童一般分）でございます。

資料の目的でございますように、この事業は私立保育園に関する部分であり、私立保育園の事業者に対しても、公定価格に準じて園児の保育に要する費用を、先ほど申し上げた私立幼稚園同様に支給しております。

2の内容でございますが、（1）につきまして、公定価格の改定等による支給額の減少であり、人件費の引き上げもございましたが、幼児教育保育の無償化に伴い、副食費相当が保護者からの徴収になったことに伴う基本単価からの差し引きによる減額としまして4587万4000円の減であり、（2）として、副食費免除による加算ですが、先ほど私立幼稚園同様に、国基準に伴う増額分として、年収360万円未満の全世帯と、第3子として年収360万円以上の長子が未就学児分が国庫負担分の加算となり、793万8000円の増、（3）として、本市は、第3子において年収に限らず長子の年齢制限を撤廃していることから、小学校1年生以上の副食費の免除分を市単にて加算してまいります。

最後に、（4）でございますが、副食費につきまして、私立保育園に支払われる運営費から差し引かれる副食費4500円と公立保育園における副食費3700円の差額800円に対し、保護者の負担感を軽減するため、その差額800円の支給を補正してまいります。補正額といたしまして、差し引きしますと、減額補正で2575万6000円でございます。

説明は以上でございます。

## ○ 西村こども未来課長

こども未来課、西村です。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからは、同じく補正予算参考資料の48ページから説明させていただきます。よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、橋北交流会館総合管理業務委託費の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

この業務は、橋北交流会館の施設及び付随設備についての管理運営としまして、（1）建築設備の運転保守管理、（2）消防設備保守点検、（3）警備保安、（4）清掃、以上の各業務を令和2年度から令和4年度までの3カ年にわたり行うもので、債務負担行為限度額は1億950万円、期間は、業者選定手続等を行います令和元年度から令和4年度までとなっております。

橋北交流会館には複数の施設がございますが、各施設の1年当たりの限度額の内訳を資

料の一番下に参考としてお示ししてございます。

次に、資料の58ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、子どもと若者の居場所づくり事業費の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

この業務は、青少年健全育成、非行防止活動の一環としまして、青少年が気軽に集い、大人とも語り合える場を提供し、子供や若者の自主活動への支援のため、相談業務や青少年向けの催し物の企画、開催、PRを実施するもので、現行は単年度契約で実施しておりますが、継続した事業実施による企画の充実や安定した運営のため、3年契約とさせていただきたいと考えております。

実施場所につきましては、登校サポートセンターふれあいで、毎週土日の年間102回、総合会館で毎月3回日曜日の年間36回を予定しております。

今後は3月にプロポーザルによる委託団体の選定、業務委託契約を行いまして、令和2年4月から事業開始とさせていただきたいと考えております。

債務負担行為限度額は1372万4000円、期間は令和元年度から令和4年度まででございます。

続きまして、資料の64ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

第3表債務負担行為補正について、施設保守管理委託等に要する経費のうち、こども未来部所管部分の説明をさせていただきます。

11番の橋北交流会館ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、橋北交流会館のガスヒートポンプエアコン12台の保守点検業務を委託するもので、債務負担行為限度額は75万4000円、期間は令和元年度から令和2年度となっております。

次に、資料の72ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

業務・事務処理委託等に要する経費のうち、こども未来部所管部分について説明させていただきます。

13番から16番、検便業務委託でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間におきまして、保育園、こども園、児童館などの施設の給食、乳児等担当者の細菌検査を行います。このうち保育園、こども園、児童発達支援センターあけぼの学園におきましては、あわせて給食担当者のノロウィルス検査を実施するもので、債務負担行為限度額及び期間につきましては、資料記載のとおりでございます。

資料の説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。  
よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしの声をいただきました。

それでは、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手を願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

なお、全体会に送るか否かは、採決の後、お諮りいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会に審査を送るべき事項について、委員の皆様から提案がございましたら、ご意見願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、全体会に送らないこととします。

[以上の経過により、議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆さんはしばらくこのままお待ちください。

それでは、続いて、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）附帯決議への対応について報告をいただきます。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西です。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

認定こども園を整備事業費（神前地区関係部分）附帯決議への対応につきましてご説明させていただきます。

タブレットのほうよろしくお願いいたします。07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、004こども未来部（予算分科会・協議会資料）でございます。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

お願いします。

## ○ 大西保育幼稚園課長

こちら、資料2ページをよろしくお願ひいたします。

こちらは神前地区認定こども園に関する地域への対応についてでございますが、1の説明会の開催に關しましては、平成30年度以降を整理させていただいております。既にご連絡はしておりますが、平成30年度は、10月、11月、2月と説明会を実施し、また、平成31年度、今年度ではございますが、4月に地区での説明会を実施しており、7月には保護者説明会を幼稚園、保育園にて実施しております。

資料の2でございます。神前地区幼保統合検討委員会役員との懇談の内容であります。今年度におきましても、検討委員会会長、役員との懇談を重ねておまして、地元説明会、市議会でのご議論等の報告等を行っております。

そこで、当地区のこども園の整備に關しましては、当検討委員会の市への提言内容も含め検討を重ねてきた経緯もあることから、現状としては、実績の進捗等に応じて、当地区の連合自治会長会議、当地区のまちづくり推進委員会を経て、園の保護者等、関係者への説明を行うことで合意しております。

次に、3ページでございますが、去る11月に連合自治会長会議に出席しており、その報告でございます。

資料4ページをよろしくお願ひいたします。

去る11月6日ではありましたが、質疑応答をごらんください。

ご意見、ご質問としまして、計画上の園庭の件、あるいは工事期間中の園庭利用の件、また、こども園での給食や教育内容、そして、幼児教育無償化の動向といった内容でございました。また、特段反対意見もなかったことを申し添えさせていただきます。

今後は、先ほど申し上げましたように、資料3ページに戻っていただきます。よろしくお願ひします。

先ほども申し上げましたとおり、12月19日に神前地区まちづくり推進委員会、23日は、幼稚園、保育園の保護者の方々に説明を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。皆さん、ご質疑のある委員の方のご発言を挙手にてお願いいたします。

○ 川村幸康委員

予算委員会での扱いとこっちの扱いはどうなの。予算の全体会でも扱っておったな、これ。つけたんは予算の全体会で附帯決議について、こっちへついてないで、意見を言うんやと、全体会で言うたほうがええわけやな、予算の、流れ的には。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

全体会でも受けるんやわな、多分な。

ここで言うのとくと、よろしい、思っていることを。

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 川村幸康委員

会は開いたと言うけど、予算委員会でも全体会でも、それから、請願も地域から出てきた中でいくと、なぜ出てきたかというところにやっぱり視点が必要で、ほんで、今の状況から見ると、どこに説明不足しておるかということなんやわ。地元という名のもとに広い対象範囲があって、特に10連休の初日に質問したときに、初めて地区地元説明会したわけや。

先ほどの高齢者の障害者のところ、あの部分でもやっぱり相当な学識経験がある人が議論はしておるんだけど、やっぱり行政が事務局をたどって説明していく中におくと、なかなかその流れに対して、先ほどのように年齢制限したらあかんやないかとかいう意見が出たら出るやろうけど、それでなかったら多分出にくい状況があったんとはよく似たことが起こって、今回神前の場合は、請願なり陳情が起こってきたというふうに、全議員に大体周

知されておると思っておるさ、そこは。

だから、反対のために説明会せいさではなくて、地元もすっきりと異論反論があるんなら異論反論をきちっとして、その上でわかった上でどうなんだという判断をしていかんとあかんよということをおは言うとするだけなんさ。

地元で何も対立をあおろうというわけではなくて、もう少し行政がテクニク的にうまくやったところもあるけれども、もう一度地域の保有の施設なんだから、地元とそこらのわかまりがなくなってきちっと、それならつくってほしいよねという話なのか、この間から出ておるように、こんだけ少ないんだったら、もうこんなお金かけても必要じゃないかという議論が出てきておるわけや、現実にな。

だから、そこらを考えていくとどうなんだということをもっと、情報をみんなに開いて、そして、きちっとみんなが納得して判断できるようなことにしていかなとあかんよということをおは言うておるだけの話でな、あなたらがいたずらにそこらをクローズするもので、限られた人だけに周知して、周知した周知したって言うておるけど、神前地区全体があそこの卒園生でもあるわけやで、なくなっていくことに対してもさまざまな賛否両論を呼んでおるわけや。

そうすると、今、地区の連合自治会長さん含め中心になっておる人らからすると、自分だけに責任を背負わされている感じになるわけや。だけれども、ここまで行政が流れをつくると、意見として出やんわけや、心に思うだけで。

俺は、せっかく神前地区もまちづくりしておるなら、みんなが腹割って、それならそうやったね、こうやったよねという話さ。だから、振り出しのゼロベースに戻すという話ではないから、みんながそこで健康になれるような素直な議論をできるような場所をつくったほうがええよとておるわけや。

今やと、やったほうとやられたほうになって相対しているものでな、だから、そこをずっと言うておるんやけど、あなた方は一方的に周知のしやすいところだけ行って説明をするものでこういうことになるわけや。

予算全体会で出たときの意見も、そういう意味では、連合自治会長さんや役職の人と違って地区住民説明会したらどうやという話で、私は附帯決議がついたと思っているし、全議員もついたと思っているわけや。

だから、あなたらが説明しているのは、保育園の保護者と地域の重立った重職を兼ねている団体の人にしておるんだけど、議会としては、いやいや、そんなことがあったんやっ

たら、こんな声が上がらんはずが上がってきたんやで、一遍整理せいさと。

私も地元において、けんかするということではないの、これは、対立を。きちっとみんなが腹におさまってやっていくんなら、それでええって言うんやけど、だから、そこにみんな不信感があるのは、行政は、地域代表の人にしておる説明と現実に起こっておるところとに少しやっぱり判断情報に差があるんとかやうかということや。

私は包み隠さず言うておるんや、地元にもな。いやいや、最初言うておったことと違うのは、当然変わってきておるよと。だから、そこでやっぱりそういうような議論が起こったわけやで、そこをもうちょっと目を向けて、この予算全体会までにきちっとそういうことを整理して説明できるようにしてほしい。

これやともう予算全体会で附帯決議つけたんと何も変わっていないもん。だから、この間の議員説明会的时候も私は言ったんだけど、きちっとそこらは行政がやれさという話さ。

だから、やっていくからには、地元には責任があるのではなくて、行政に責任があるわけで、行政が行政施策としてやっていくわけだから、行政が第一義的に置いてやらんとあかんのに、そこをやっていないよと。ほんで、意のあるところを全然酌まんとしておるから、今回、あえて言うだけでな。それはもうきちっとやって。答弁は要りません。予算全体会までに。

#### ○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

地区の住民、皆さん対象に一回説明会をという話でございます。

ほかご意見、ご質疑ありましたら。よろしいでしょうか。

(なし)

#### ○ 中村久雄委員長

ほかにご質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

続いて、いいかな。

理事者入れかえ、お願いします。皆さんはそのままお待ちください。

では、続けます。

議案第68号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

○ 中村久雄委員長

教育民生常任委員会として、四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

タブレットでは0711月定例会議会、05教育民生常任委員会、104提出議案参考資料をよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

よろしいか。

○ 大西保育幼稚園課長

どうぞよろしくお願いいたします。

その提出議案参考資料の資料9ページをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

議案第68号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

資料の1、改正の背景をごらんください。

地域型保育事業でございますが、現在市内には17施設ございます。その施設は認可保育園と比べ小規模な施設であることから、運営等に関しまして連携施設を設けることとして、現在経過措置期間中ではありますが、今年度末までには連携施設を見つけなさいとなっております。

しかし、全国的に連携施設を設定した事業所は約半数程度にとどまっている現状から、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによりまして、本市も整備しようと考えております。

資料2の改正の内容をごらんください。

今回の一部改正により、二つの項目が見直されております。

まず、一つ目が連携施設に係る経過措置の延長でございます。

資料ごらんのとおり、令和7年3月31日まで5年間の延長をしております。

次に、二つ目でございますが、市長が認めた場合は、卒園後の連携施設を不要とし、受け皿として、定員20名以上でございますが、企業主導型保育施設等を確保する必要があるとする、また、現在本市にはございませんが、保育所型事業所内保育事業は連携施設の確保が不要としております。

この改正をもって、現在17施設中、11施設が連携施設を結んでおり、残り6施設が経過措置も考慮しながら確保できるよう指導をしております。

これらの施行期日は、公布日としております。

説明は以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

#### ○ 荒木美幸委員

今、大西課長から確保している施設の数の説明があったかと思うんですが、済みません、少し聞き漏らしたので、もう一回、四日市の現状の数を教えてください。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

17施設中、11施設が連携施設を確保している状況でございます。

以上でございます。

#### ○ 荒木美幸委員

よって、していないのが6園ということですね。ありがとうございます。

続けてなんですけれども、連携施設を確保できない要因というのは、どういったことが考えられるんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

連携施設の役割と申しますか、その点につきましては、資料9ページの米印、改正の背景の説明の下に米印を設けており、(1)から3の部分が連携施設の役割となっております。

そのあたりにつきましては、例えば(1)の保育内容に関する支援といったあたりで、両者間の保育士のやりとりといった、パートナーといいますか、その部分におきまして、要は話がまとまる施設間と、依頼を受けた施設側の保育士の状況等を踏まえて連携には至らないといったあたりの状況の報告は受けております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

それはやっぱり保育の方向性であったりとか取り組み方に、考え方に違いがあるという感じですか、保育方針というのかな。

○ 大西保育幼稚園課長

連携施設の相手先につきましては、例えばある地域型保育事業所さんは、どこどこの保育園さんと話をされたほうがといった、そのような指導といいますか、話し合いは、うちとしては現状はしてない状況でございます、どこどこと話を進めています、今こういう状況ですといった状況報告を受ける中で、結果として、両者間、話がまとまりました、いや、先ほど申し上げたところも含めて、話がまとまりませんでしたといったところの報告は受けておる次第でございます。

○ 荒木美幸委員

ということは、パートナーというのは市が、課長おっしゃったように、ここがいいですよって言うわけではなく、それぞれの園が独自で探して見つけてくるということではないんですね。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

現状としては、荒木委員が今おっしゃったところでございます。

ただ、連携施設の現状につきまして、資料にございますように、全国約半数以上がといった状況でございます。この規制緩和につきましては、第1弾、そして、今回第2弾と受けとめておりまして、そういう中で、次の令和6年度末までの間でまた枠が広がったことから、市としては、こういう連携先があるといった情報提供はしていきたいと考えております。

#### ○ 荒木美幸委員

もう一点ですが、企業主導型保育施設の確保という下りがあるんですが、これって現実的なんですか。認可外保育施設ですよ、ここは、その辺の状況というか。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

荒木委員のほうから、今回改正になったことで、相手先として企業主導型が上がっているとあったところでご質問をいただきました。

現在、企業主導型ですが、市内に、現状で市が把握している状況では8施設ございます。その中で、連携施設となり得る施設ですので、受け皿としては、3歳以上児を受ける施設といったところを考慮しますと、8施設のうち2施設が対象施設になってこようと把握している状況でございます。

以上でございます。

#### ○ 荒木美幸委員

一旦私、これで、ありがとうございます。

#### ○ 中村久雄委員長

ほかの委員の皆様でご質問のある方。

#### ○ 石川善己委員

簡単に。連携先、なかなか見つからないところがあるというのはよく認識をしています。なぜかというと、連携先にメリットがないんですよ。人数がいる園であれば、別に連携し

てもしなくてもいいと、余計な負荷はかける必要はないと、何らかのメリットを受け入れ先に与えてあげないと、与えてあげるといってちょっと表現違うかもわかんないですけど、何かがないと、なかなかこれ以上進んでいかなのかなって、これは全国的な傾向も含めてそうやと思っています。

受け入れ先の保育園、幼稚園、そういったところに連携をすることによってメリットがないと。メリットがあるのって家庭的保育事業所のほうだけなんですよね、実質的に。だから、それがなくてこれ以上進んでいかなのかなと思うんですが、その辺ってなかなか難しいところやと思うんですが、何か考えとかありますか。

## ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

石川委員がおっしゃったように、両者間の関係におきまして、受ける側のメリットがないといったところのことも背景にあらうかと思えます。

連携を受ける施設におきましても、連携を受けることによって、新たな地域型さんとのパートナーを結ぶことによって、我が施設の保育のスキルがとか保育方針がよりよいものになると、パートナーさんとともに考えていくんだといったあたりのことは、両者間で思いが一致しておれば、それがメリットになるかなとは思ったりするんですけども、ただ、制度的に石川委員が言われるようなわかりやすいメリットは、済みません、私も委員がおっしゃるところで振り返っておると、以上でございます。

## ○ 石川善己委員

だと思っています。これ以上なかなか進みにくいと思っているので、これは国のほうの延長延長なので、市でどうのというのは難しいと思うんですけど、やっぱりある程度何らかの間に入らないと進んでいかんと思っています。

そういうところで、一つはやっぱり連携先にメリッ的なものを、どういう形か、直接的なところじゃないにしても、こども未来部としてやっぱりそういった連携先に対していろんな働きかけであるとか、そういうものを示していかんと進まんのかなというのが一つ。

これ、やっぱりなし崩しのどどんどどん、去年のやつがことしまで延びて、また令和7年まで延びてという中で、また同じことを繰り返されていく可能性があるなと思っていますし、それが進んでいく中で、連携できるところ、できないところ双方の小規模に

において、存続が本当にやっていけるのかどうかというところがあると思いますので、その辺はしっかりとコンタクトをとっていただいて、家庭的保育事業をやっているところの存続、その辺のアドバイスとかやっていかんと、結局預かっていて、連携先が見つからなくて、事業者が事業をやれなくなって、頓挫していなくなって、子供たち、預かり先ないよということが一番怖いと思っているんですけど、そういったところのケアとかそういうのはどうですか、ちゃんとある程度できているんですか、家庭的保育のところは。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

石川委員から、地域型保育事業所の存続の部分も踏まえてといったところでご質問をいただいております。

その存続につきましては、懸案であった連携施設の部分につきましては、国主導でありますけれども、経過措置が設けられたといったところがございます。

ですので、市としましては、先ほど申し上げましたように、この5年間におきまして、双方の何らかの形のファシリテーターと申しますか、そういう枠ありのところで、また…。

(発言する者あり)

#### ○ 大西保育幼稚園課長

橋渡し的なこの、要は地域型保育事業さんがこうこうこういう条件のもとで連携施設を探しているといったところで、今現状で結べていない施設の状況も聞きながら、相手先となる私立保育園等さんにこういうところがあるといった話をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○ 石川善己委員

そこしっかりしてもらわんと、多分残っているところ、できるところは内々でできているんですけど、今できていないところって永遠にこのままいくような気がするし、事業自体が存続できなくなってくる可能性が結構あると思っているので、しっかりケアだけしながら、間をとってもらえるというところをお願いして、終わります。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 川村幸康委員

要はそういうことを聞いておると、余り熟知しているわけではないんだけど、子育てするなら四日市というまちを標榜している上でいくと、いろんなそういう出てきておることやこういう子育てに関する情報の情報もきちっと市はいち早くチェックしてやっておるということが大事なことやろうなと思うておるんや。

例えばこの間の新しくオープンした、ああいうところに対してはどういう認識をしておるのかなと思ってさ。尋ねたけど、そんなことは市は知りませんと答えたと言うで、担当課が。そんなことないやろうと俺は言うたんやけど、だから、どう考えておるのかなあとと思ってさ。あんだけ全国でも、テレビでも取り上げられておるパワーシティのところのあれ。あれを市の担当に聞いたら、そうですか、そんなん知りませんでしたわって言うておったで、子育てするなら四日市のあれが知らんって、森市長とこども未来部の見識がこれで大体わかるわという話を俺は聞いたもんで、一体何をしておんのやと思うてさ。

○ 大西保育幼稚園課長

川村委員のほうからは、イオン四日市泊内の企業主導型の施設でございます。

こちら、現在本課が把握しているのは、イオンゆめみらい保育園四日市泊ということで、定員21名ということで、地域枠もあるということで聞いております。

現在この地域型保育事業につきましては、荒木委員がおっしゃったように認可外保育施設の位置づけということで、現在三重県への届け出中でございます。県への届け出が正式に受理されれば、本市としても登録として把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

そういう形でいくと、そういったことを担当の窓口の人らが聞いても知らんということじゃなくて、それは裏もとってあるのや。誰かも言うたってもええんや、正式に申し込んだのに知りませんって言うたって。

だから、もうちょっとそれは高い意識を持って、そういったことも情報をチェックしておるんであれば、もっとほかのところでもそういう企業でそんなことはできやんのかとか、行政が誘導することもできるであろうし、さまざまなことできるわけや。やっぱりそれが森さんが掲げておる子育てするなら四日市につながるわけやでさ、だから、もうちょっとそこらはアンテナ張ってあれをせんと、これ、一月、二月前の話やろう。マスコミ関係とか業界関係はみんなが結構気にしておったわけさ、保育所関係も、業界関係も、あそこにああいうのができるということで、どうなるんやろうと、どんなあれになるやろうって。それをこども未来部に聞いたら、そんなんでできるんですか、知りませんわって言うておったという話やで、味ない話にはせんように、きちっとせなあかんわ。もう答弁いいです。

○ 中村久雄委員長

ご意見として伺いました。

ほかご質疑よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

じゃ、ほかにご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第68号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第68号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

ここで理事者のほう、一部入れかえですね。

13 : 55 休憩

---

14 : 27 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、これより教育委員会に関する議案の審査を行います。

まず、教育長からご挨拶をお願いします。

○ 葛西教育長

教育長の葛西でございます。いつも大変お世話になっております。

本日は、教育民生分科会というふうなことで、まずは埋蔵文化財の保護事業費、それから債務負担行為の補正と、それから、教育民生常任委員会としましては、議案第74号動産の取得、これは防犯ビデオの件でございます。それから、議案第79号工事請負契約の締結、これは川島小学校の東北の崖への対応でございます。それから、あと、協議会として3本でございます。非常に多いですけども、どうぞよろしく願います。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 中村久雄委員長

それでは、議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第5項社会教育費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 川尻社会教育・文化財課長

社会教育・文化財課でございます。よろしくお願いいたします。

ファイルのほうは補正予算参考資料、07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、107令和元年度11月補正予算参考資料、85分の31ページをごらんください。

埋蔵文化財保護事業費でございます。

市内の埋蔵文化財について、開発により破壊されてしまう部分につきましては、文化財保護法に基づき発掘調査を行い、記録保存しておくことが必要になっています。そのため費用を補正でお願いするものでございます。

今回発掘調査を行いますのは、下の図面――ちょっと見にくいんで申しわけないんですけども――尾平宮前遺跡でございます。真ん中あたりの大きな建物がイオン尾平店になります。個人住宅建設の届け出がありまして、試掘調査を行いましたところ、遺構が見つかりましたので、建設により壊れてしまう前に記録保存しておくため発掘調査を行います。その費用として200万円の補正を計上いたしております。

以上でございます。

○ 高橋指導課長

指導課の高橋でございます。

85分の50ページをごらんください。

学校図書館業務委託費でございます。

目的としましては、学校図書館の活性化及び児童生徒への読書の活動の充実を図るとい  
うことで、問題解決能力の向上や読書力、表現力の育成を目指すものでございます。

内容につきましては、下のところに4点書いてございます。

債務負担行為としましては、1億2210万円の3年間の委託契約でございます。年間4070  
万円でございます。

続きまして、51ページをごらんください。

自然教室バスの借り上げ料の債務負担行為でございます。

目的としましては、野外活動体験や集団宿泊活動を通して生きる力を育成するものでご  
ざいます。その自然教室に伴いますバスの借り上げということで、小学校5年生、中学校  
1年生の自然教室に伴うものでございます。

バスの派遣内容としましては、各小中学校と宿泊地を結ぶもの、中日移動としましては、  
登山やスキー教室への移動というようなところでございます。2280万円の債務負担行為を  
お願いいたします。

## ○ 中村教育支援課長

教育支援課でございます。

続きまして、85分の52のほうをごらんください。

登校サポートセンター（ふれあい）清掃業務委託費でございます。

目的としましては、登校サポートセンターの環境を清潔な環境を保つために、内容とし  
まして、そこに書いてある3点、日常清掃業務、定期清掃業務、その他清掃ということで  
行います。

債務負担行為といたしまして604万7000円、期間といたしまして令和元年度から令和4  
年度までとなっております。

以上でございます。

## ○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長、広瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育施設課分は5件でございます。資料は53ページから57ページでございます。

いずれの校舎も部分的な補修で雨漏りをしのいでまいりましたが、部分補修ではやっぱ

り追いつかなくなってきたため、来年度、要は令和2年度に予定をしておりました防水の全面改修のための費用を前倒ししてお願いするとともに、令和元年度と令和2年度の債務負担行為をお願いするものでございます。

また、来年度、要は令和2年度の梅雨の時期までに防水改修を終わらせるために入札手続を今年度中に行い、春休みから工事に着手したいと考えております。そのための債務負担行為をお願いするものでございます。

53ページでございます。

桜台小学校でございます。防水の施工規模は2829㎡で、債務負担行為の限度額としましては7550万円でございます。施工場所は、下の配置図のとおりでございます。

続きまして、54ページでございます。

三重北小学校でございます。防水の施工規模は2569㎡、債務負担行為の限度額としましては6550万円ということで、施工場所は、下の配置図のとおりでございます。

続きまして、55ページでございます。

三重西小学校でございます。防水の施工規模は3036㎡、債務負担行為の限度額としましては7460万円、施工場所につきましては、下の配置図のとおりでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

桜中学校でございます。防水の施工規模は1802㎡ということで、債務負担行為の限度額としましては5080万円でございます。施工場所につきましては、下の配置図にお示しをさせていただいたとおりでございます。

57ページをお願いいたします。

こちらは西陵中学校でございます。こちらの防水の施工規模は723㎡、債務負担行為額としましては2710万円ということで、施工箇所については、下の配置図のとおりでございます。

教育施設課の案件は以上でございます。

## ○ 廣瀬博物館副館長

59ページをごらんください。

博物館特別展展示造作業務委託費です。

本事業の目的は、市民の創造性を高め、郷土を大切にすることを育む展覧会を開催するため、展覧会会場の設営を行うものでございます。

令和2年度当初、開催予定の判じ絵展の開催に当たって、観覧者の順路をつくる、あるいは作品を配置するために館所有のケースや移動する壁、可動壁を用いて会場をつくります。そのときに可動壁が不足する場合、あるいは適切な観覧空間をつくるために、会期中のみ使用する仮設の壁を立てます。そして、同時に展示パネルあるいは看板やバナーといった広告物を製作し、これらを展覧会開催に合わせて設営し、終了後に撤去を行うものでございます。債務負担限度額は280万円、期間は令和元年度から令和2年度まででございます。

#### ○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。よろしくお願いいたします。

資料71ページをごらんください。図書館空調機器保守点検業務委託でございます。

事業概要といたしましては、図書館内の環境を快適に維持するため、空調機器の保守点検業務を実施いたします。債務負担行為の限度額につきましては342万1000円、期間といたしましては令和元年度から令和2年度まででございます。

以上でございます。

#### ○ 廣瀬博物館副館長

続きまして、博物館消防設備保守点検業務委託です。

事業概要は、消防法に基づく法定点検を行うため、博物館に設置されている消防設備の保守点検業務を実施するものでございます。債務負担限度額は80万円、期間は令和元年度から令和2年度まででございます。

引き続き、博物館自家用電気工作物保安管理業務委託です。

事業概要は、電気事業法に基づく法定点検を行うため、博物館の自家用電気工作物の月次保守点検及び年次保守点検の保安管理業務を実施するものでございます。債務負担限度額は67万8000円、期間は令和元年度から令和2年度まででございます。

#### ○ 長谷川教育総務課長

教育総務課でございます。よろしくお願いいたします。

80ページをお願いいたします。

80ページの一番下でございますが、旧笹川西小学校跡地管理業務委託でございます。

平成31年4月に学校跡地となりました笹川西小学校の校舎、附属設備及び校地の点検管理の業務委託を行うものでございます。債務負担行為の限度額は84万円、期間は令和元年度から令和2年度までとなっております。

以上です。

#### ○ 高橋指導課長

81ページの一番上をごらんください。

小学校英語指導員派遣業務委託でございます。

事業の概要としましては、小学校37校に英語指導員を派遣する事業でございます。そのことによって英語に触れる環境づくりを行うというようなところでは、派遣としましては、高学年5、6年に18時間程度、各学級です。それから、3、4年生には学級に9時間程度、1、2年生には年間3時間程度というようなところがございます。夏休み期間中に実施する小学生を対象にした英語キャンプというようなものも対象となっております。債務負担行為としましては限度額2549万円、期間は令和元年度から令和2年度です。よろしく願いいたします。

#### ○ 中村教育支援課長

続きまして、その下でございます。教育センター・小中学校職員室及び児童生徒用コンピュータ運用支援業務委託でございます。

事業概要といたしまして、教育センター、登校サポートセンターも含みます、小中学校コンピューターのハード・ソフトウェア及びネットワーク等について、障害発生時のサポートとコンピューターに関する種々の支援を行います。債務負担行為といたしまして530万円、期間は令和元年度から令和2年度まででございます。

以上でございます。

#### ○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

81ページ、一番下になります。学校給食配送業務委託でございます。

小学校の給食におきまして、小規模校2校をグループ化することで一括調理を行い、近隣の小学校から給食を配送する、本市におけるなかよし給食として実施している事業で

ございます。具体的には、三重北小学校で調理した給食を八郷西小学校へ、同様に、小山田小学校で調理したものを高花平小学校へ配送する、そういったことになっております。債務負担行為限度額につきましては748万5000円、期間としましては令和元年から令和2年度までということになります。

ページ、82ページをお願いいたします。

検便業務委託（小学校）です。学校給食法に基づき学校給食の安全を期するために、給食調理員等の検便を実施いたします。債務負担行為限度額につきましては133万8000円、期間としては令和元年から令和2年度までとなります。

## ○ 大森図書館長

続きまして、公立図書館等図書物流業務委託でございます。

市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室の3図書館のどこでも貸し出し・返却ができるよう、3図書館と駅前ポストの間で返却本等の集配を委託するものでございます。債務負担行為の限度額につきましては190万7000円、期間といたしましては令和元年度から令和2年度まででございます。

続きまして、移動図書館運転等業務委託でございます。

市内91カ所の駐車場を巡回する2台の移動図書館車を運行いたしまして、市立図書館本館への来館が困難な市民の方への図書貸し出しサービスを提供いたします。また、イベント及び学校等へ派遣し、読書活動の普及促進に努めてまいります。債務負担行為の限度額が327万円、期間といたしましては令和元年度から令和2年度まででございます。

以上でございます。

## ○ 廣瀬博物館副館長

博物館移動天文車運行等業務委託です。

事業概要は、移動天文車きらら号による博物館主催観望会の開催や小学校の理科授業などへの派遣等のため、きらら号の運行業務を実施するものでございます。債務負担行為限度額は77万円、期間は令和元年度から令和2年度まででございます。

以上です。

## ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

1点だけ済みません、埋蔵物の文化財の予算なんですけれども、個人住宅ということで発掘調査を実施する、その費用を市が負担するという予算になっているかと思いますが、直接予算に関係する内容ではなくて恐縮なんですけれども、個人宅ということで、当然個人宅のいわゆる建設のスケジュールに支障があるかと思うんですけれども、そういった工事がおくれてしまうといった点については、十分な理解をいただいて、問題なく進めることができるのかどうか、その点だけ確認させてください。

○ 川尻社会教育・文化財課長

法律のほうで、申請につきましては、着工の60日前までに出していただくということになっておりまして、その後も試掘とかを行って、必要があれば本調査ということになるんですけれども、私どものほうも、60日前とは言いながらも、お客様といいますか、事業主の方の負担にならないように、できるだけ早急に対応できる職員が出てということとしておりまして、こちらのほうも予算をお認めいただきましたら早速にかからせていただくということで進めております。事業主の着工の日については、もう事業主さんとはお話をさせてさせていただいております。

○ 中村久雄委員長

ほかありませんか。

○ 村山繁生委員

防水事業ですけど、これ、全部業者は同じなんですか。全部違うんですか。

○ 広瀬教育施設課長

業者と申されますのは、今回……。

○ 村山繁生委員

この防水工事のやってもらおう業者。

○ 広瀬教育施設課長

今回補正の予算をお願いするものですので……。

○ 村山繁生委員

これからか。

○ 広瀬教育施設課長

はい。まだ、お認めいただいてから入札ということになりますので、済みません。

○ 村山繁生委員

ごめんなさい。

○ 中村久雄委員長

じゃ、ちょっと私からも、防水工事のところで、これ全部耐熱工法となっておるんやけど、既存の防水シートはやっぱり耐熱で、みんな額も同じなんですか。

○ 広瀬教育施設課長

断熱工法と申しまして、今までは普通に防水をかけてきただけなんですけれども、近年の猛暑によって、やはり屋上の断熱というのが、例えば空調を入れたときとかでも効率が上がりますので、改修の際に断熱工法ということで改修をさせていただいております。

○ 中村久雄委員長

そうしたら、既存の学校は普通のシートを張っただけということで、この断熱工法で、計算値でどれぐらい温度は変わるんですかね。そういう指標があったと思うんですけど。

今ここでわからなかったら、また調べてもらったら結構です。

○ 広瀬教育施設課長

申しわけございません。今現在お示しする詳しいデータを手持ち、持ち合わせておりませんので、また後日、済みません。

○ 中村久雄委員長

わかりました。参考までにお願いします。

○ 村山繁生委員

先ほど何でそんなの聞いたかという、一応限度額が、面積と限度額の坪単価が大分違うような気がしたもので、それは限度額を決めるときのスケールメリットを多いところは少々安くなって、一番少ないところは西陵中学ですね。ここなんかは坪単価にすると高いなと思ったもので、その辺ちょっと聞きたかったの。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課、広瀬でございます。

防水を施工するに当たりまして、既存の例えば屋上の防水の仕上がりには不陸が結構ある学校とかもございます。そういった場合には、余分に不陸調整をまずさせていただいてから防水をかけるということもございますので、下地の調整の分で単価が変わっておるところはございます。

○ 中村久雄委員長

ほかよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

なお、全体会に送るか否かは、採決の後にお諮りいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第5項社会教育費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会に審査を送るべき事項について、委員の皆様方から提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第5項社会教育費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

## 議案第74号 動産の取得について

### ○ 中村久雄委員長

ここからは教育民生常任委員会として、動産の取得ですけれども、理事者の皆さんはこのままでいいですか。

審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

### ○ 内村学校教育課長

それでは、議案書07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、103議案書をお願いいたします。

タブレット、55ページ、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第74号動産の取得についてということでお願いいたします。

動産名といたしましては、中学校防犯カメラでございます。取得金額につきましては1969万円でございます。契約方法は指名競争入札、契約保証金は免除、契約相手方としましては、株式会社シー・ティー・ワイということになります。

動産の取得の具体につきましては、56ページをお願いいたします。

主な購入機器といたしまして、（1）番、ドーム型カメラ90台、（2）番、ハイブリッドレコーダー17台、（3）カメラ受信機17台、（4）液晶モニター17台でございます。

入札結果につきましては、57ページに記載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

### ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さんからご質疑をお受けいたします。挙手にてご発言を願います。

### ○ 川村幸康委員

1台、中学校に1台つけるということですか。各中学校に1台、ドーム型カメラ90台を、どういう。

○ 内村学校教育課長

それぞれの台数につきましては、現在ついている防犯カメラを更新するということを基本に考えております。

学校別の具体につきましては、追加資料ということで、タブレット、0711月定例会議会、05教育民生常任委員会、109、11月26日追加配付、提出議案参考資料、こちらの8ページをごらんいただけますでしょうか。

そちらをごらんいただきますと、大規模改修時にもう既に改修しております笹川中と大池中、それから、PFI事業の3校を除く17校に対して、それぞれ記載の台数を更新する予定でございます。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご意見よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしという声をいただきました。

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第74号動産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第74号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第79号 工事請負契約の締結について

○ 中村久雄委員長

それでは、次は、議案第79号か。こちらもそのままよろしいか。

続いて、議案第79号工事請負契約の締結について審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長の広瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

フォルダーはそのまま、05教育民生常任委員会で、ファイル名です、112（12月4日追加配付）議案書（12月6日上程分）でございます。よろしいでしょうか。

ページにつきましては、5ページをお願いいたします。

議案第79号工事請負契約の締結についてでございます。

川島小学校ののり面整備につきましては、今年度の6月に定例月議会で工事費の補正予算をお認めいただきました。入札手続を進めてまいりましたが、入札日が11月18日であったため、申しわけありませんが、このタイミングで追加上程をさせていただくこととなりました。

工事場所でございます。1番、工事場所、川島地内でございます。

2番、工事名、川島小学校のり面整備工事、契約金額としましては、1億9543万7000円でございます。契約方法でございますが、一般競争入札の総合評価方式簡易型でございます。契約相手でございますが、信藤建設株式会社でございます。

提案の理由でございます。川島小学校のり面整備工事の工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5000万円を超えていたため、議会の議決を要するものでございます。

引き続きまして、6ページをお願いいたします。

工事場所、工事名は先ほどのとおりでございます。

工事概要は記載のとおりでございます。

工期でございますが、令和2年10月30日までとなっております。

5番の入札結果でございます。応札は6社ございました。入札金額、価格評価点、技術評価点、評価値は記載のとおりでございます。最も評価値の高かった信藤建設株式会社が落札を行いました。

予定価格、それと、低入札価格調査基準価格、失格基準価格は記載のとおりでございます。

7ページでございます。

7ページは、川島小学校の付近見取り図でございます。太い線で囲った部分が工事範囲でございます。

説明は以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に移ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

よろしいですか。

(なし)

#### ○ 中村久雄委員長

別段ご質疑ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

#### ○ 中村久雄委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第79号工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第79号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

どうもありがとうございます。ご苦労さまです。

理事者の方、一部入れかえがございますので、委員の方はそのままお待ちください。

14 : 58 休憩

---

15 : 59 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、これより所管事務調査として、令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会及び令和元年度第1回同和行政推進審議会について、当委員会所管部分の報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

ちょっと席表がないので、自分で名乗ってやってください。

○ 石田人権・同和政策課長

人権・同和政策課の石田でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは、所管事務調査につきましてご説明いたします。

資料はタブレットの07、11月定例月議会、05教育民生常任委員会、007その他（人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会報告）、よろしいでしょうか、お願いいたします。07の05の007でございます。よろしいですか。

○ 中村久雄委員長

はい、よろしいです。

○ 石田人権・同和政策課長

まず、132分の2ページをごらんください。

人権・同和政策課が所管いたします人権施策推進懇話会につきましては、今年度、年3回の開催を予定しておりまして、そのうちの2回を既に開催させていただきました。

また、四日市市同和行政推進審議会についても年間2回の開催を予定しておるんですが、そのうち1回を開催しましたので、本日はそのご報告をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページになります。

第1回目の人権懇話会は7月24日に開催をしております。4ページのこれまでの懇話会の経過のところにありますように、例年第1回目の懇話会では、前年度に実施されました人権施策の内容をもとに、よっかいち人権施策推進プランの進捗管理及び評価について議論をいただいております、今回も同様に意見をいただきました。

中段よりちょっと下の委員の主な意見等のところをお願いいたします。

済みません、その前に中段のところの今年度のプランに基づく事業のところをお願いしたいんですが、そこをごらんいただきますと、当委員会の所管は、子供や青少年、障害者、高齢者、生活困窮者などの人権について79事業ございますが、懇話会ではこれらを含む全177事業について、委員の皆さんからご意見をいただきました。

済みません、その下の委員の主な意見等をごらんください。

(1)の本市の人権施策についての意見ですけれども、児童虐待の対応については、担当課を含め、全庁的な取り組みが必要であるなどのご意見をいただいております。

懇話会では、加えて、今年度、よっかいち人権施策推進プランの見直し案についても意見をいただいております。この見直しは、基本的な理念はそのままということで、現在の課題、それから現在使っておる語句、それから法律、事業等の記載を新しく見直すもので

ございます。

よっかいち人権施策推進プランの見直しについて委員からいただいた意見ですが、それが、委員の主な意見等の（２）でございまして、「初めに」のところの中の現状の課題として、高齢者や外国人などの暮らしに密接した課題や事例を入れてはどうかであるとか、高齢者が活躍したくても、バリアフリー化などの環境が整っていないなどのご意見をいただきました。

なお、5ページからですが、当日の資料でございます。

6ページは、委員の名簿でございます。

委員は、学識経験者1名と7団体から7名の計8名でございます。

そして、7ページから35ページまでが、先ほども申しました全部局の人権施策、177事業をまとめたもの、そして、36ページから78ページまでがプランの見直しに関する資料でございます。先ほどご紹介した意見はこれらについていただいたものでございます。

次に、80ページをごらんください。

80ページが第2回目の人権施策推進懇話会について概要をまとめたものでございます。第2回目の人権懇話会は10月28日に開催をしておりますが、出席者のところをごらんください。委員が8名のところ、欠席が4名ございました。これにつきましてご説明をさせていただきますと、事前に他の会議で不参加というのが1名おみえになりました。その方については事前に意見を伺って、それを会議で紹介させていただいております。そのほかの3名につきましては、当日の体調不良が2名、それから、多分お仕事だと思っておりますが、急用で欠席というのが1名、合計4名の欠席となりました。体調不良で急にご欠席の1人の委員さんからは、事前に資料を示してご説明をした機会を設けておりまして、その中で既にご意見をいただいておりますので、その方のご意見も会議で扱わせていただきました。

ということで、出席議員は4名でしたけれども、2名から事前にいただいた意見でもって会議をさせていただいたということでございます。大変申しわけございませんが、このような形で進めさせていただきました。

議論の内容ですけれども、第2回目の懇話会の議論の内容は、前回に引き続いてのよっかいち人権施策推進プランの見直しでございました。

中段からの委員からの主な意見等としましては、第1回目にいただきました「初めに」のところ、高齢者の移動が困難な状況や生きがいを持って社会参加しやすい環境づくりの必要性が追加された、そのことにつきましては、より現状に即した具体的な内容となっ

ているというご意見をいただいたり、本来その人が持っている力を引き出す取り組みであるエンパワーメント、この取り組みの充実に期待したいんだというご意見であったり、バリアフリーのまちづくりについて、施設の整備だけでなく、例えば避難所運営などでさまざまな課題の解決のため、関係部局の横断的な連携についての記述を加えてほしいというようなご意見をいただいております。

なお、この懇話会は今年度3回の開催を予定しておりまして、3回目は1月に引き続き人権施策推進プランの見直しを行うとともに、第1回目の懇話会でいただきました昨年度の人権施策177事業についていただきました意見を取りまとめた人権施策の外部評価案について議論を行う予定でございます。

その第2回目の懇話会の資料が81ページから107ページということでございます。

次に、四日市市同和行政推進審議会についてでございます。

109ページをごらんください。

109ページが本年度第1回目の会議の概要をまとめたものでございます。

109ページのこれまでの審議会の経過と審議内容のところでございますけれども、この審議会、広く同和問題の解決に向けた重要事項の審議を行うこと、または教育・就労を重点課題として審議をいただくことを目的としたもので、今年度は10月11日に開催しましたが、あらかじめ行われました教育・就労と市営住宅の二つの専門部会の取り組みを受けまして、審議会ではそれらの部会の報告についての協議の場とさせていただきます。

この審議会のほうでの出席者でございますけれども、委員が12名のところ2名欠席でございます。

委員名簿につきましては、資料の111ページにございまして、学識経験者1名と関係地区代表4名ですね。それから、関係行政機関の代表というところで委員を14名構成させていただきます。このうちの関係機関代表で一人、それから、関係地区代表で一人欠席をされております。事前に関係地区代表の方には資料をご説明する中で、特に意見、いただかなかつたですけれども、了解の返事をいただいております。

112ページをごらんください。失礼しました。

112ページの上の名簿が教育・就労等について検討していただきます専門部会として、学識経験者1名と関係機関等の代表4名の合計5名の委員名簿でございます。同じく、112ページの下の名簿が市営住宅の専門部会の委員名簿でございます。

そして、113ページから125ページが昨年度の教育・就労の状況についての資料、126、

127ページが市営住宅の一般化に向けた取り組みについての資料でございます。

これらについて委員からいただきました意見等につきましては、109ページに戻っていただきたいと思っております。済みません、戻っていただきたいと思っております。

109ページ中段より下の委員の主な意見等としてまとめてございますけれども、いただきました意見としましては、一つ目が、低学力傾向の解消や進路・就労保障のための支援については、将来自立した生活ができる実力を子供たちに身につけさせるということを視点を常に持って取り組んでほしいでありますとか、就労支援については、雇用の形態——正規・非正規という形態だと思うんですが——や条件によって離職率が左右されるため、地区住民の就職後の状況も注視してほしい。

それから、各企業が設置する公正採用選考人権啓発推進員の人権意識が高まることで、企業における人権教育や差別撤廃教育の進展が期待できる。よって、ハローワークとも連携して推進員を生かす取り組みを強化すべきなどのご意見をいただいております。

また、128ページの資料でございますけれども、128ページの資料は、四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針というものでございます。これは平成28年に制定されました部落差別の解消の推進に関する法律を受けまして、昨年度の同和行政推進審議会で策定をしたものでございます。今回の審議会では、具体的方針につきまして、その内容の確認をするにとどめ、この方針に基づく事業の取りまとめを1月に開催する今年度2回目の審議会で行う予定をしております。

済みません、長くなりましたが、説明は以上でございます。

## ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、挙手でご発言願います。

よろしいですか。

## ○ 川村幸康委員

この128の解消に関する具体的な方針というのは、一つずつ見ると、これ、ちゃんとやっているか。やってないやろう。

例えば128の2の(3)部落差別解消の推進に関する法律の実効性を高めるため、市民による法の認知率を高めるなど、法の周知・啓発を促進しますって、認知率、知っている、

何%か。

#### ○ 石田人権・同和政策課長

啓発としましては、研修の場でいろいろと挨拶の中に入れてたりだとか、それから啓発物を配ったり、そういう形で進めておったり、人権センターが作成しております資料の中にも法律をもとにしたリーフレット等ございます。それらを使った研修の場で、認知度というのをはかっておるといことがあります。

同推協さんであるとか、それから、市がやっております自前の研修の中でのアンケートの中でも、きのうなんか人も人権フェスタがございまして、その中でも参加者の来場者アンケートの中で認知度というのをはかっておって、さらに、今年度行っております市民の意識調査、この中の項目にも法律の認知についてははかる機会を設けさせていただいております。

#### ○ 川村幸康委員

だから、それは何%か知っているかということ。もうできてこれ何年になると思う、法律ができて。そうやろう、何%や。

#### ○ 石田人権・同和政策課長

昨年度の人権フェスタの数字があるんですが、3割という数字が出ております。

#### ○ 川村幸康委員

多いか少ないかは別にしてな、だけど、市の職員、3割ないんやぞ、知っていた、認知度。だから、怪しいもんやろう。県の職員で3割ないんやで。だから、行政マンでないのに、一般市民にあるわけないわよなということなんや。

やっぱりきちっとやっていく上においたら、法ができたら、法をつかさどって仕事するのがあなたなんや。行政マンがまずみんな知って、そして、それをどう具体的な政策をつくってどうやってやっていきたいと思いますかということになるわけやんか。市民に対して意識啓発するんであれば、市の人にもこんな法律ができましたよやけど、できましたよの前に、公務員さんが知らんのに知る由もないし、その程度の意識やったら進まんということをややっぱりきちっと理解せな。

だから、何でもそうなんやけど、やっぱり知って初めて気づいて行動するわけやで、人権問題なんていうのは、そういう意味でいうと当事者意識がなかなか持ちにくいんや。きのうも障害者の大会あったけれども、基本的に当事者意識をどう持つかって難しいことなんやわ。初めて困って身につまされるということはよくあるわけやけど、当事者にならんとわからんということが多い中でいくと、行政マンがやっぱりそれはあかんということで法もつくって、こういうふうなことで決まりでやりましょうによって縛るわけや、規制をかけて。そうしたら、それを最低限行政マンは知らんとあかんわけやろう。

人権フェスタしました、あれしました、言いましたという話ではなくて、具体的に中身も知って、そうしたら、それが市民の方々にもどういう影響と、それこそないが、広がっていくか、知ってもらって、行動までしてもらえるだけやっていこうかとする、順番はあると思うんや、波及するのに。それやったら、やっぱり最初は市の職員さん、どんだけ知っておるのという話や。

もっと言うと、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法で人権三法と言われるんやけど、本当にきちっと丁寧に中身までわかって、その上で、どういったことが足らんで、まずはここから施策を打ちましようにということをやっておるかどうかわ。

これも15年ぐらい前から全然変わってないもんな、今これ見ておって、人権施策推進プランも。私が平成十四、五年のとき委員しておったときと何ら変わってないもん、これ、文言も。

人権施策推進プランもそうやし、同和行政もやっている内容も言うておることも変わってない。

変わってないであかんというんじゃないやなくて、3年前に法ができたんであれば、それでよりできておらんほうを後ろ盾を持ってやらなあかんわけやろ。そうすると、あなたらが一番やらなあかんわけや、そこの担当部署なんやで。そうしたら、やっぱりせめて認知度ぐらいどれぐらいなんやというのを正確につかんでおかな。

一遍市の職員で、できたことぐらい知っておるけど、中身はちゃんと知っているかって聞いてみ。ほとんど知らへんに。俺、あるところでこんなんできたけど、おまえ、何条に何書いてあるかって知っておるかって、知らへんに。多分議員仲間でもそうやと思うわ。看板はわかっておるぐらいやわ、部落の何かの解消法できたなという程度は。だけど、あの法ができたんやったら、こんな施策を税金で打たなあかんのやということも知っている

のはほとんどおらへん。当事者意識があるかないかって重要なんや。

そういう意味で言うと、あなたらは当事者やないかわからんけれども、当事者意識を持ってやらなあかんということていくと、ただ単にセレモニー的にここへ来て説明するだけではやっぱりあかんよということをおるわけ。具体的に、より議員も含めてみんなに周知が広がるようにせんと。

#### ○ 石田人権・同和政策課長

ありがとうございます。我々がまず勉強し、それから、市民のほうへということだと思えます。

この具体的方針というのは、これまでやっておったこともあります。ただ、それが成果がなければ、それをまた充実していかなあかんていうことで、法を受けて、これからやっていく部分もあるかと思えます。今いただいたご意見をもう一度考えてみます。ありがとうございます。

#### ○ 川村幸康委員

最後に、メンバーも含めて一遍見直すべきと違うか。懇話会なり、人権施策も含めてな、同和行政も。15年前と一緒のことをやっておって、ずっとよしとしておるのやったら、メンバーも含めて一遍見直さんとき。事務局が悪いのか、どっちが悪いのかとは言わんでさ。全然変わってないわ、法ができてから、3年前から劇的に、俺、もっと変わるもんやと思っておったでさ。やっぱりそれはどこかに問題があるんやろうで、やっぱりきちっと見直しをかけて。

具体的な具の入れ方が悪いんと違うかなと俺は思っておるのや。人権問題、問題ですよと思っただけで、そこへこの法ができたら、こういったことを入れて、やっぱり具体的に進めていかなあかんという判断力がないんと違うかなと思っでさ。会長さん含めな、それでは。やっぱり判断、きちっと持ってこんと。

#### ○ 石田人権・同和政策課長

ありがとうございます。

差別をなくす、人権を尊重するという社会をつくるためにいろいろと考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

しっかりお願いします。

それでは、この項はこの程度でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、この項はこれで終了します。どうもお疲れさんでした。ぜひよろしくお願ひします。

ぜひ考えてくださいね、お願いします。

委員の皆さんはもうしばらくおつき合ひください。

ここでインターネット中継は終わりますので。

それでは、委員会中の所管事務調査は行わないというふうになったで、休会中の所管事務調査、何か皆さんからご提案ございましょうか。

○ 伊藤昌志委員

質問も含めて、いいですか。

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 伊藤昌志委員

きょう上がった議題の流れで、特にそれは全部賛成できるんですけど、具体的にいうと、きょうの教育委員会の働き方改革のときの中で、ちょっと部活動のことを私、言わせていただきましたけれども、それ、全部賛成でいくんですけど……。

○ 中村久雄委員長

あれは賛成、反対じゃなしに、賛成、反対、そういう議案に上がったやつじゃないで、協議会なので、意見聞いて、また議案に上がったときです、それは。

○ 伊藤昌志委員

なるほど。

そのことで、急いでということではないので、議会中ということでは言わなかったんですけど、根本的にこれ、私も現場を知っているので、部活動に例えば外部の人が、じゃ、お手伝いで入るよと思ったら、例えばOBさんでつながりあるところから、四日市市スポーツ協会から入ったりとか、実際余りプラスにならずに、また、入ってきても大してためにならんというか、実際に先生らのフォローにならないような現状も目に見えているんですよ、私の中では。

そういう意味では、きちっと適切な運営というところで、どういうふうにして部活動協力を配置をしていくとか、部活動指導員を導入していくかという、今、四日市市スポーツ協会さんってちょっとお名前が出ましたけど、どういうふうにやっていくかというその流れというか、今の進捗状況とか、そういったことをここで知りたいというのは、ここでのよろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

それは所管事務調査としてありやわね。

○ 川村幸康委員

ありやけど、伊藤さんが望んでおるようなぱしっとしたものをつくろうとすると、なかなかこういう場所ではなじまるところもあるのが確かかなと思っています。

○ 伊藤昌志委員

そうすると、個々に会派で……。

○ 川村幸康委員

個々に会派でということじゃなくて、例えば、ここでやるとやっぱりオープンで平場で行くとすると、そうしたら、例えばやに、伊藤さんがやっていることで陸上関係者だけ呼ぼうかと言っただけでも、種目も多いし、たくさんのお人がおって、千差万別で考え方もまちまち。伊藤さんも一つの考え方、ほかの人も一つの考え方になっていく中で、クラブ活動

の強化・育成ってどうしようとなったときに、行政がとれることとしたら、例えばその中の種目団体か何かの会長さんをやっておる人とか理事長さんやっている人と話ししてとか、そういうやり方しかなかなか難しいということがあって、伊藤さん言うようなことは俺もようわかるのや、気持ちは。

俺も柔道やと、柔道というのは誰に聞くかというたら、今やと柔道協会の会長やな。そやけれども、その人はやっぱり年齢的に上で、現場のことはなかなかちょっとわからへんし、そうすると、個別具体的に実績を上げた強い先生に聞くのがええけど、またそっちはそっちでマニアックやし、どうしようとなると、外部講師って難しいんさ。

だから、非常にそういう意味では、ここの休会中でやるには……。

#### ○ 伊藤昌志委員

余り表でしゃべるのは難しいということですね。

#### ○ 川村幸康委員

そうそう。そうすると、もう差しさわりのないセレモニーだけの話という話になるのは、多分伊藤さんが思っておるようなことは、意図したものと違うやろうなと思ってな、俺は。

#### ○ 伊藤昌志委員

そうしたら、川村委員がおっしゃる部分と私の部分と、もう一つは、現場、具体的にはバスケットとか、地域の強い人のエゴでやって長く、もう何十年って続いている地域があるんですよ。実際その指導問題とかというのは、もう現場の人らはみんな知っているんだけど、全然変わらない。

#### ○ 川村幸康委員

ただ、議員間討議でいくと、変わらんのやけど、賛否両論や。でも、強いし実績上げているところもあれば、それで親も子供も判断して、指導方法、問題あるけど、強いところに行くという選択すれば、それもそれやし、選択せんというなら、それも選択せんという話なので。

#### ○ 伊藤昌志委員

それはそれで、自分もどっちもありだと思います。

働き方改革という意味でせっかくするのに、先生らのためにならんというか、逆に、こうやってなるのも目に見えているので、せっかくするんなら、いい仕組みになってほしいなど。

○ 中村久雄委員長

それは私も思うね。

○ 川村幸康委員

ここの考え方で、あかんとはよう言いにくいけど、そういう意味では伊藤さんのやりたところに手が届くかという、なかなか届かん題材であるのは間違いない。アンダーテーブルというか、こっちでもなる話やで、オン・ザ・テーブルすると、本当にもう……。

○ 伊藤昌志委員

わかりました、身動きできない、わかりました。

じゃ、撤回します。

○ 中村久雄委員長

ほか、皆さんからご提案よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

正副委員長に任すわ。やりたないんやったらやらんでええし。

○ 中村久雄委員長

じゃ、正副委員長に一任という声がありました。

休会中の所管事務調査の日程をまず確認したいと思います。

候補日が、いろんな日程、詰まっておって、令和2年の1月27日月曜日の午前10時から、1月28日火曜日午前10時から、2月3日午前10時からというふうな候補日があつてんやけど、正副委員長一任ということなので1月27日でよろしいですか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

済みません、前後しまして申しわけない。

こども未来部が今後提出を予定している（仮称）楠こども園認定こども園整備事業に係る工事請負契約について、11月19日の議会運営委員会において、令和2年1月20日に緊急議会を開催し議案上程、委員会付託の後、2月定例会議会初日に採決を行うことが決定された。

そのため、1月20日から定例会議会の初日までの間に委員会を開かならん。付託された議案を審議する必要があるので、我々としたら1月27日にそれを開きたい。所管事務調査と一緒にできるかなど。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

わかりました。

そうしたら、1月27日午前中10時から教育民生常任委員会を開く予定で動きます。それで、議案と所管事務調査という予定でいますので、お願いいたします。

休会中の所管事務調査のテーマに戻ります。

心豊かなよっかいち人を育むまちということでしたんですけれども、前回は小学校、中学校のいじめの対策についてでした。

今回、正副委員長案として、生きにくい若者たちへの支援についてというところでテーマをちょっと考えてみたんですけれども。

(「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○ 中村久雄委員長

じゃ、それでやっていきます。じゃ、それで用意しますので、よろしくお願いいたします。

それと、シティ・ミーティング。

○ 川村幸康委員

若者って幾つなんや。

○ 中村久雄委員長

まあ18歳ぐらいな。18歳、20歳ぐらいまでな。

○ 川村幸康委員

そこまでにしておかんとな。

○ 中村久雄委員長

成人式ぐらいな。

○ 川村幸康委員

所管事務調査はいいんやけど、委員会の守備範囲と対象だけはしっかりしておかんと、よそからクレームつくで。

○ 中村久雄委員長

20歳ぐらいまでのこども未来部の所管部分ぐらいを把握したいと。

○ 川村幸康委員

あと健康福祉部で、さっきも言ったみたいにひきこもっておったり何かするのは健康福祉部の所管でやれるけど、そこらの守備範囲だけは決めておかないとあかんのかなという気はする。

○ 中村久雄委員長

わかりました。うちの所管部分でできる範囲でとどめたいと思います。

そうしたら、議会報告会ですが、1月9日、塩浜地区市民センター、午後6時半ということで、集合は30分前、6時集合でお願いいたします。

それでは、シティ・ミーティングのテーマについて、ちょっとご意見、提案、お願いい

たします。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

正副委員長にお任せしますわ。

○ 中村久雄委員長

それでは、ちょっと広く、心豊かなよっかいち人を育むまちというテーマで。それなら当委員会の所管部分をカバーできるので。

○ 石川善己委員

まあ所管全般というところで。

○ 中村久雄委員長

次に議会報告会の役割分担です。私が予算議案等、全部報告して質問は皆さんで受ける。司会は副委員長で。

じゃ、資料についてもこちらで調整してよろしいですか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

シティ・ミーティングのグループ分けですけど、この間の神前は非常にたくさん来ていただいて、分けようと思っておいたら、ちょっと分けたら収拾つかんかったようでありま。また今回も、状況を見てでいいですね。

グループだけ先につくっておきます。Aが私、荒木さん、石川さん、伊藤さん、後藤さん、Bが平野さん、村山さん、川村さん、森さんで、こういう分け方で行ってほしいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

続いて、2月の定例会議会、議会報告会です。

日程及び会場については、議会運営委員会において、各常任委員会においてそこで確認されたとおり、11月19日の議会運営委員会で2月定例会議会の議案報告会の開催日程案が3月30日に示されて、そのとおり行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。3月30日月曜日。土日が一回もやっていないかな、今回。

○ 川村幸康委員

無理やぞ。聖火リレーが、何かいっぱいあるよ、これ。忙しいわ。

○ 中村久雄委員長

3月30日で決定いたします。

次に、開催場所、今回は南部ブロック西、桜、川島、内部、水沢、四郷、小山田のうちです。遠ざかっているのが四郷と小山田。しばらく行ってないのが四郷と小山田。ここは仮予約しています。

(「四郷ええな」と呼ぶ者あり)

○ 中村久雄委員長

そうしたら、開催場所は四郷で、30日、6時半です。30日、四郷でお願いします。

来年度の管内視察及び意見交換会、ことし6月に管内視察に行つて、意見交換会しましたね。あれをするかどうかです。同じメンバーなので、一応趣旨は、新しい委員会メンバーで新しい理事者の部長さんと意見交換会をしようということでしたけれども、開催するかどうか。

○ 荒木美幸委員

こっちはメンバー一緒ですね。部長が変わるかどうかやわね。

○ 石川善己委員

管内視察はともかく、意見交換は要らんで、同じメンバーやし。管内視察は、行くべきところがあれば行けばいいし。

○ 村山繁生委員

理事者側は変わるやろ。こっちも変わるか変わらんか、わからんよ。

○ 中村久雄委員長

それ考えたら、そもそも2年間一緒なんやで、うちの視察も、委員会の視察も別に行政視察の時期に行くこともできるな。もしそういうテーマがあって、行きたいとなったら、この時期に。

○ 荒木美幸委員

今回他の委員会は1月ですもんね。

○ 中村久雄委員長

大概遅い。これ、6月からスタートするでさ、今回は変わらんのやで、もう早くから予約して、春先、梅雨どきに行けることもあるかわからんで。

これはいつまでええの。

○ 渡邊議会事務局主事

特に今決めていただかなくてもいいんで、どういふご感触をお持ちですかという程度で。

○ 中村久雄委員長

いろいろ感触を聞いたので、またご意見ありましたらおっしゃってください。あと、正副委員長で決めて、また皆さんに諮りたいと思います。

あそこでええんかな、シティ・ミーティングのときでええかな、議会報告会前で。

○ 渡邊議会事務局主事

それで大丈夫です。

○ 中村久雄委員長

最後に、きょうの分科会長報告、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、全ての事項が終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。皆様におかれましては、長時間お疲れさまでございました。ありがとうございます。

16 : 50 閉議